

第 4 章 上 水 道

(市施設からの給水)

第 48 市水道事業施設から給水を受けようとする場合は、本市において、給水計画をたて設計、施工するため、事前に協議するものとする。

ただし、小規模な開発で、給水装置のみの工事でよいと水道事業管理者が認めた場合には、開発者において神戸市水道条例、及び関係規程により、設計、施工するものとする。